三十四　第四十一条の三第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十五　第四十一条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

第百三十条第一項第三十号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十九号を同項第三十号とし、同項第二十八号中「第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三十二号及び第三項において同じ。）」を削り、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十七号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「第三十四条第十二項」を「第三十四条第十四項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「第三十四条第十一項」を「第三十四条第十三項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号中「第二十七条第二項後段」を「第二十六条第二項後段」に、「第百条の八第二項」を「第百五条第二項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十一号中「第二十五条」を「第二十四条」に、「第百条の八第二項」を「第百五条第二項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号を削り、同項第十九号中「第八十七条の四第二項」を「第八十七条の三第二項」に、「第百条の四第二項」を「第百一条第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「第八十七条の四第二項」を「第八十七条の三第二項」に、「第百条の四第一項」を「第百一条第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百条の八第二項」を「第百五条第二項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百条の六第二項」を「第百三条第二項」に、「第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下」を「第百五条第五項において準用する場合を含む。以下」に、「第百条の八第二項」を「第百五条第二項」に、「第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項」を「第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項」に、「第百条の八第三項において準用する場合を含む。）若しくは」を「第百五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは」に、「第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第九項」を「第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十条第九項」に、「第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項」を「第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項」に、「第百条の八第四項」を「第百五条第四項」に、「第三十九号」を「第三十九号」に、「第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（第九十六条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に改め、「第六十九条の三第一項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項」の下に「（第百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第二項」を「第百五条第五項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第二項」に、「第百条の八第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を「第百五条第五項において準用する場合を含む。）若しくは」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第十五条の十九」を「第十五条の二十六」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の二十四第一項」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十七第二項」を「第十五条の二十四第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第十五条の十から第十五条の十二まで」を「第十五条の十七から第十五条の十九まで」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第十五条の十四」を「第十五条の二十一」に、「第十五条の十五若しくは第十五条の十六」を「第十五条の二十二若しくは第十五条の二十三」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の二中「第十一条の四の二」を「第十一条の六」に改め、同号を同項第四号とし、同項第四号中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に、「第百条の八第三項」を「第百五条第三項」に、「第六十八条第五項（第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）」を「第六十八条第四項（第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、第六十八条第六項（第九十六条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。）、第六十八条の三第三項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）」に、「第九十一条第五項（これらの規定を」に、「第百二十一条の三第三項若しくは第百二十一条の五の八第二項」を「第百七条第三項若しくは第百十六条第二項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百二十六条の二」を「第百二十六条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に、「第十一条の十四」を「第十一条の十七」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第八十七条第十一項ただし書」を「第八十七条第十一項ただし書」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第九条第一項の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第百三十条第一項に次の一号を加える。

五十八　第百二十六条の四第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第百三十条第二項中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条第三項中「又は第四十一条の二第七項」を削り、「第三百八十一条第三項の規定」の下に「又は第四十一条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定」を加え、同条第四項中「第八十七条第一項第十一号」を「第八十七条第一項第十一号」に、「監査」を「調査」に改める。

第百三十二条を削る。

第百三十一条第二号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同条第三号中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百三十二条とする。

第百三十条の次に次の一条を加える。

第百三十一条　次に掲げる場合には、共済代理店は、五十万円以下の過料に処する。

一　第十五条の十第一項（第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する保険業法第三百三条の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつたとき。